

## 暴力団等の排除に関する誓約書

令和 年 月 日

足利市長宛て

所在地 \_\_\_\_\_

商号又は名称 \_\_\_\_\_

代表者役職・氏名 \_\_\_\_\_

代表者の住所 \_\_\_\_\_

代表者の生年月日 \_\_\_\_\_ 年 月 日

私は、次の事項について、いずれにも該当しないことを誓約します。

また、市有地売却に係る申込資格の確認に関し、足利市契約規則（平成29年規則第31号）第2条の規定に該当するかどうかを確認するため、この書面に記載した私の個人情報足利警察署に提供されることに同意します。

- 1 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- 2 暴力団員（法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
- 3 自己、若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加える目的で、暴力団又は暴力団員等（暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）を利用するもの
- 4 暴力団の威力を利用し、又は暴力団の活動若しくは運営に協力する目的で、暴力団員等又はその指定する者に対し、金品その他の財産上の利益を供与するもの
- 5 暴力団員と生計を一にする配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）
- 6 法人その他の団体であって、その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、当該団体に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。）が暴力団員であるもの及び暴力団又は暴力団員が出資、融資、取引その他の関係を通じてその事業活動に支配的な影響力を有するもの
- 7 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用し、又は使用するもの
- 8 前各項に規定するもののほか、暴力団又は暴力団員と密接な関係を有するものであって、公共工事等（公共工事、補助金等の交付その他の市の事務又は事業をいう。）に不当な影響を及ぼすおそれがあると認められるもの
- 9 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）に基づく処分の対象となっている団体又はその構成員

※なお、足利市は、この書面に記載された個人情報を足利市個人情報保護条例（平成14年足利市条例第5号）に基づき取り扱うものとし、足利市が講じる暴力団排除措置以外の目的には使用しません。